

富士市森林墓園合葬式墓所

募集案内書

- ◆ ご遺骨を永年に渡って合同で埋蔵します。
- ◆ 宗教・宗旨を問わず、ご利用いただけます。
- ◆ お墓の承継や管理は必要ありません。

合葬式墓所は、使用者が個人や家族単位で個別に墓石を立てる墓地とは異なり、一つのお墓に、全てのご遺骨を骨袋に移して、一緒に埋蔵します。

ご利用にあたっては、事前に必ず親族間（特に相続関係にある方同士）でご相談いただき、皆さまがご利用の条件をよくご理解していただいた上でご申請ください。

重要事項

- ・いかなる理由があっても、ご遺骨と使用料は返還（改葬・分骨等を含む）できません。
- ・本施設は、納骨満了後、一定期間（数十年）慰霊施設として管理した後は、祭壇等の上部構造物を撤去、古墳状にし、管理を終了します。



申請方法

■ 申請受付

- ・ 市役所開庁日の 8 : 30 ~ 17 : 00 に、10 階の環境総務課窓口にお越しください。
- ・ 年間の使用者数に制限を設けず、随時使用申請を受け付けます。

(注) 生前予約は受け付けません。

■ 申請者の資格

申請可否	○	○	○	×
申請者	富士市民※	富士市民※	他自治体	他自治体
被埋蔵者	富士市民※	他自治体	富士市民※	他自治体
例		他市に住んでいた親の遺骨を富士市に住む子が納骨する。	富士市に住んでいた親の遺骨を他市に住む子が納骨する。	

※申請時、継続して 1 年以上富士市民であることが必要です。

■ 使用料 (管理料は不要です。)

納骨形態	通常納骨	森林墓園返還時納骨	粉骨納骨
使用料(ご遺骨 1 体)※	100,000 円	50,000 円	50,000 円
備考		改葬・新規納骨・粉骨など骨状態は問わない	ご遺骨を 1mm 未満の粉状にしたもの

※祭祀財産貸付にあたるため、消費税は賦課されません。

■ 申込みに必要な書類

- ☐ 火葬許可証(火葬済証明のあるもの) 又は 改葬許可証
- ☐ 申請者と被埋蔵者の関係がわかる戸籍謄本
- ☐ 申請者の公的な身分証明書(免許証、マイナンバーカードなど)
- ☐ 申請者の住民票の写し(市外在住の方)

※ このほかに、個別に確認書類が必要となる場合があります。

■ 使用料の納付

使用申請時に納付書を発行しますので、使用承認書を受け取る日までに市指定金融機関にて使用料をお支払いください。

■ 使用承認書の受け取り

申請の審査、使用承認書の発行に 1 週間ほどお時間をいただきます。申請から

1 週間後以降に、使用料の納付書払込控えを持って、使用承認書を受け取りに来てください。

納骨方法

- ・ ご遺骨の管理事務所への引渡しは、使用承認日から 3 か月以内に行ってください。期限までに引渡しが行われない場合は、使用承認が取り消され、使用料も返還されません。
引渡し日時が決まりましたら、森林墓園管理事務所(電話 0545-22-6116)にご連絡ください。
- ・ 引渡し当日は、使用承認書、火葬許可証(火葬済証明)または改葬許可証、ご遺骨の 3 点をお持ちになり、森林墓園管理事務所へお越しください。
ご遺骨は、骨つぼなどに入った状態でお引き受けいたします。後日墓園スタッフが骨つぼから骨袋(布製の専用袋)に移し替え、合葬墓内の地下納骨室に埋蔵します(個別の埋蔵スペースはありません)。ご遺族が立ち会ったり、合葬墓の内部に立ち入ったりすることはできません。
- ・ 納骨法要等を行いたい場合は、ご遺骨を管理事務所へ引き渡す前に、合葬墓拝礼壇にて実施してください。
- ・ 納めることができるのは、焼骨のみとなります。遺品などを一緒に納めることはできません。骨つぼに同梱している場合は、引渡し前に取り除いてください。(引き渡し後に発見された場合は、墓園にて処分させていただきます。)
また、骨つぼなどは、墓園にて処分させていただきます。
- ・ 粉骨納骨につきましては、引渡しの段階で、ご遺骨の状態を確認させていただきます。粉が粗い場合(1mm 以上)はお引き受けできません。再度、細かい粉状にしてからお持ちいただきます。

参拝方法

合葬墓の前に献花台が設けてあり、開園時間内に花と線香を供えることができます。参拝は合葬墓拝礼壇で行い、飲食物や個人的な思い出の品などのお供えはご遠慮ください。個人的に法要等を行う場合も、合葬墓拝礼壇で行ってください。その際、長時間にわたって参拝スペースを占拠するなど、他の参拝者の迷惑となる行為はご遠慮ください。

Q & A

Q 生前の予約はできますか？

A 生前の予約は承っておりません。ご自身が亡くなった後、納骨をしてくださる予定の方に、合葬墓への納骨希望を伝え、死後の手続きについて依頼しておいてください。

Point

納骨など、死後の事務手続きをする人がいない場合は、死後事務委任契約をお勧めします。

人が亡くなると、葬儀、納骨の手続きだけでなく、医療費や公共料金の支払い、年金の停止などの行政手続き、遺品・財産の処分など、多くの死後事務が発生します。

死後事務委任契約は、上記の手続きを本人に代わって行うことを約した契約です。

弁護士、行政書士などと結ぶことが多いようです。

Q なぜ生前の予約ができないのですか？

A 一般的な公共墓地では年間提供数に制限を設けており、制限あるスペースを事前に確保しておく意味で予約を受け付けています。富士市森林墓園合葬式墓所は、年間提供数に制限を設けず、必要なときに必要なだけ提供できる体制を整えているため、事前予約を不要なものとしています。（現合葬式墓所は40年程度で納骨満了となる計画です。その際は、墓園内に次期合葬墓を整備し、引き続き合葬式墓所を提供する計画です。）

また、先行事例で、生前にお墓だけ予約しても、葬儀・納骨手続きをする人がいない、予約の事実が周囲に知らされていないなどの理由により、納骨につながらないという課題が多数報告されています。

また、気が変わることによるキャンセルトラブルも多数報告されています。

Q 永代供養をしてくれますか？

A ご遺骨は永年にわたって埋蔵しますが、市が供養・法要等の宗教行為を行うことはありません。宗教行為（読経・法要・追悼等）が必要な場合は、個別に手配をお願いします。

Q 粉骨納骨とはどのようなものですか？

A ご遺骨をパウダー状にすりつぶし、減容をしてから、納骨するものです。
一般墓においては、お墓の納骨室(カロート)が累代の骨つぼで満杯となり、新しいご遺骨を納められなくなった時に、ご先祖の古い焼骨を粉骨処理して減容し、1つの骨つぼに合葬することで、納骨室のスペースを作ります。
公営墓地の合葬墓においては、利用者の経済的負担が減るメリットがあるほか、運営者にとっては減容による施設の長寿命化というメリットがあります。

Q 粉骨はどこで頼めますか？

A 葬祭業者、石材業者などで取り扱っています。市では、ご紹介できませんので、各自でお問い合わせください。費用は、業者やサービス内容によって差がありますが、1万5千円～3万円の例があります。

富士市森林墓園区画型墓地返還時納骨について

- ・ 区画型墓地返還申請と同時に申請された合葬式墓所使用申請に限り、合葬式墓所使用料が1体5万円となります。
同時に申請されない合葬式墓所使用申請は、通常の使用料(1体10万円)となります。過去の使用実績は考慮されません。
- ・ 返還届出・合葬式墓所使用申請が出されていても、5月末日時点(土日祝日の場合は翌開庁日)で、ご遺骨が納められている、あるいは墓石が建っている場合、区画型墓地の使用実態があると判断し、その年度の区画型墓地管理料の支払いを求めます。

申請・納骨の流れ

(区画型墓地にご遺骨がある場合)

改葬許可書の取得(市民課→環境総務課→市民課)

↓

墓地返還届出書と合葬式墓所使用承認申請書提出

↓

合葬式墓所使用承認

↓

納骨または改葬(ご遺骨を管理事務所へ引き渡す)

合葬式墓所使用承認から3カ月以内をお願いします。

↓

(区画型墓地に墓石がある場合)

墓石撤去、墓所使用承認書の返還

合葬式墓所使用承認から4カ月以内をお願いします。

↓

返還承認